（別表３－２－②）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第34条第１項の特例措置（法第11条第２項）関係

保安林の指定の目的												
森林の所在場所					森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又は名称			ha（m^3）			

（注）１　指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。

２　「森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

３　「伐採の方法」欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。

４　「伐採する立木の樹種及び年齢」欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。

５　「伐採面積及び伐採立木材積」欄には、皆伐による場合にあっては、伐採立木材積の記載を要しない。

６　伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第４位まで記載すること。

７　「伐採の期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

８　「森林経営計画の有無」欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林である場合にあっては、「有」と記載すること。

９　「備考」欄には、次の事項を記載すること。

（１）　皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積

（２）　伐採跡地について行う植栽の時期

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

保安林の境界線及び当該行為に係る区域（皆伐による伐採をしようとする場合には、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）

（別表３－２－③）

（別紙）の設備又は施設の番号	

森林法第34条第２項の特例措置（法第11条第２項）関係

森林（土地）の所在場所		市　町 大字　字　地番 郡　村
保安林の指定の目的		
行為の方法		
期間	始期	
	終期	
備考		

（注）１　行為を行うべき箇所ごとに作成すること。

２　「行為の方法」欄には、次の事項を記載すること。

（１）立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い

（２）立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い

（３）家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法

（４）下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法

（５）土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い

（６）開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い

（７）土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い

３　面積を記載する場合にあっては、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第４位まで記載すること。

４　「森林（土地）の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

５　「期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則第48条第１項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）